

# 不当労働行為の審査

労働組合法第7条は、使用者による、

- ① 労働組合員であること等による不利益な取扱い
- ② 団体交渉拒否
- ③ 労働組合に対する支配介入
- ④ 労働委員会への手続関与を理由とする不利益な取扱い

を不当労働行為として禁止しています。

これらの行為について、当事者間で解決が困難になったときには、労働組合又は労働者は、その行為があった日から1年以内であれば、労働委員会に対し、救済を申し立てることができます。（労働組合が申し立てる場合は「資格審査」が別に必要です。）

労働委員会は、申立てを審査し、救済命令をすべきか判定します。

審査の進め方は、おおむね次のとおりです。



## 審査の目標期間

申立てから命令書の交付までの期間を1年3か月とする目標を定め、迅速な審査に努めています。



# 労働組合の資格審査

労働組合の設立及びその組織や運営は、組合員の自由な意思により決定されます。

しかし、次のような場合は、労働組合法で定められた要件を備えているかどうか、労働委員会の審査を受ける必要があります。

- ◎ 不当労働行為の救済申立てを行うとき
- ◎ 法人登記のために資格証明書の交付を受けようとするとき
- ◎ 労働委員会の労働者委員の候補者を推薦しようとするとき
- ◎ 労働協約の一定地域の労働者への拡張適用を申し立てるとき
- ◎ 労働者供給事業を行うために必要な許可申請を行うとき